

令和6年度入学

新入学の手引き



豊島区教育委員会

もくじ

入学までの流れ	・・・・・・・・P1
---------	------------

第1章 入学前に必要な手続きなど

1. 入学する学校について	・・・・・・・・P2
2. 入学の手続きについて	・・・・・・・・P5
3. 就学時健康診断について（小学校のみ）	・・・・・・・・P9
4. 就学相談について	・・・・・・・・P10

第2章 費用・通学路等の安全・特別な対応に関すること

1. 授業料や教科書、負担する費用について（就学援助制度など）	・・・・・・・・P12
2. 通学路等の安全について	・・・・・・・・P15
3. 学校給食について	・・・・・・・・P18
4. 特別支援教育について	・・・・・・・・P21
5. 日本語指導について	・・・・・・・・P24

第3章 子供の放課後事業について

1. 子どもスキップ（学童クラブ・一般利用）	・・・・・・・・P25
2. 放課後子ども教室	・・・・・・・・P27
3. 中高生センタージャンプ	・・・・・・・・P27
4. 池袋本町プレーパーク	・・・・・・・・P28

Q & A	・・・・・・・・P29
-------	-------------

参考資料

小学校・中学校連絡先一覧	・・・・・・・・P34
豊島区立小中学校通学区域	・・・・・・・・P35
学校別隣接校一覧	・・・・・・・・P36
令和5年度 子どもスキップ施設一覧	・・・・・・・・P37

入学までの流れ

隣接校希望申請書の送付【8月下旬ごろ】

教育委員会から翌年度の入学予定者の保護者あてに、隣接する通学区域の学校を希望できる隣接校選択制のご案内などをお送りします。

指定校を希望

※隣接校・指定校以外は選べません。

隣接校を希望

申請の必要はありません

隣接校希望申請書を提出期限までに必ず申請してください。

【提出期限】 9月29日（必着）

学校参観週間やホームページ等を参考に隣接校から1校選んで申請してください。
受け入れ枠を超えた場合は、抽選を行います。申請を集計した後、抽選を実施する場合は、抽選実施通知書をお送りします。

抽選を実施する学校を希望した方

抽選を実施しない学校を希望した方

就学時健康診断 11月頃（小学校のみ）
指定校で受診

就学時健康診断 11月頃（小学校のみ）
希望校で受診

※必ず受診してください。

隣接校抽選 11月下旬～12月上旬

入学通知書の送付 12月下旬ごろ

指定校、または隣接校希望の意向及び抽選の結果により、就学する学校を指定した入学通知書をお送りします。抽選にはずれた場合は、指定校の入学通知書をお送りします。
※就学相談中の方は、入学通知書の送付が遅れることがあります。

新入学者 保護者説明会 1～2月ごろ

各学校にて行います。入学の際に必要なものなどの説明があります。説明会に参加できない場合は、各学校へ問い合わせてください。

入学式 4月

入学式の際に、入学通知書をご持参ください。

第1章 入学前に必要な手続きなど

1. 入学する学校について

入学する学校は、住所により指定されます（指定校）。P35「豊島区立小中学校通学区域」をご参照ください。指定校に入学する場合、申請の必要はありません。12月下旬に、入学通知書をお送りします。（指定校に入学される場合は、入学できないということはありません。）

※外国籍の方は、入学申請手続きが必要です。

指定校以外の学校を希望する場合

指定校を変更する場合、2つの方法があります。

なお、豊島区では、安全を理由に電車やバス、自家用車などの交通機関はもちろん、自転車での通学（送り迎えも含む）を禁止しています。変更手続きをされる前に、実際に学校まで歩いてみるなど、通学時間や経路を確認して、お子様の負担のないようお考えください。

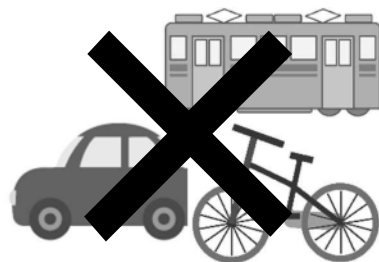
また、学校参観週間や土曜公開授業、学校行事等で、学校の様子を見ることができますので、積極的に活用いただくとともに、お子様とよく相談して、慎重に検討してください。

方法1 隣接校選択制度

新1年生は、指定校に隣接する学区域の学校を希望することができます。

8月下旬に、豊島区に住所のある新1年生の保護者あてに「隣接校選択希望申請書」を郵送します。

隣接校を希望される場合は、「隣接校選択希望申請書」を教育委員会学務課学事グループへ提出してください。



① 申請書提出期限

令和5年9月29日（必着）

※期間を過ぎた場合、いかなる理由であっても受付できません。

※郵送等による事故には責任を負いかねますので、ご了承ください。

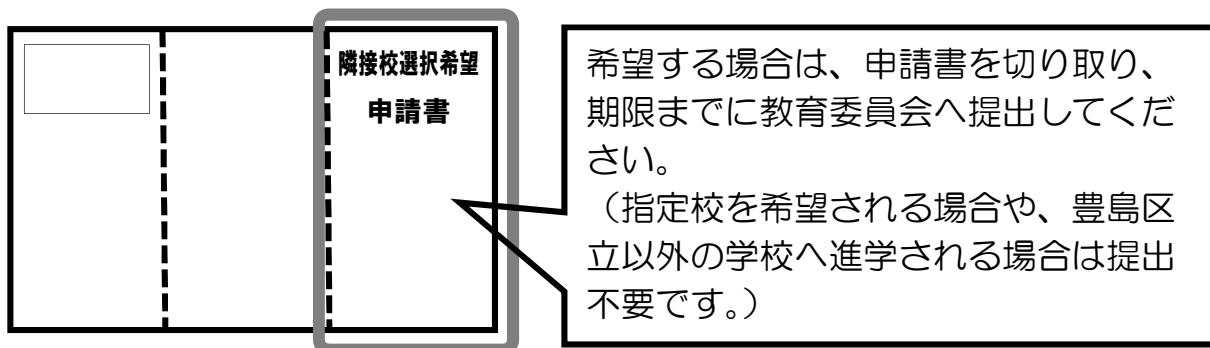
② 申請方法

「隣接校選択希望申請書」を提出してください。

<提出方法> 郵送又は持参

※窓口の場合、土日祝は開庁しておりませんので、ご注意ください。

<提出先> 豊島区教育委員会事務局学務課 区役所本庁舎7階7番窓口



③ 選択可能校

P36「学校別隣接校一覧」を参照し、1校を選択してください。

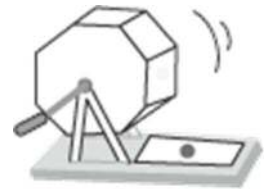
【注意】

毎年度、各学校の収容状況等を踏まえ、隣接校選択による受け入れ枠を設定しています。

受け入れを行っていない学校もありますので、各校の受け入れ枠については8月下旬に郵送される隣接校選択制のご案内をご確認ください。

④抽選の実施

受け入れ枠を超えて申請があった場合、公開抽選を行います。抽選を実施する場合は、10月下旬に「公開抽選のお知らせ」を該当者全員にお送りします。



抽選を辞退される場合は、他の方に影響がありますので、抽選前に必ずご連絡ください。

抽選実施の有無及び抽選結果は、集計後、豊島区ホームページで公表します。申請した学校が抽選を実施しなかった場合は、申請した学校で確定となります。

【公開抽選】令和5年11月下旬～12月上旬予定

※抽選への出席の有無は、抽選結果に影響はありません。

※抽選番号は、10月下旬に送付する「公開抽選のお知らせ」に記載されております。

※新型コロナウイルス感染症の影響で変更の可能性もあります。ご了承ください。

⑤結果のお知らせ

12月中旬に抽選結果をお送りします。また、12月下旬に、当選した方には希望された学校の入学通知書を、当選しなかった方には指定校の入学通知書をお送りします。

【補欠枠について】

補欠枠を設けています。

当選しなかった方は全員補欠登録されます。抽選結果に補欠順位を同封してお知らせします。補欠登録は、取り消すこともできますので、学務課学事グループまでご連絡ください。

＜補欠の繰り上げ＞

補欠登録有効期限内に隣接校選択希望者の受け入れ予定者から辞退の申出があった場合、補欠順位順にご連絡の上、入学通知書をお送りします。

補欠登録有効期限を過ぎた場合、指定校へ入学することになります。

＜補欠登録有効期限＞

小学校：令和6年1月上旬まで 中学校：令和6年2月中旬まで

方法2 指定校変更制度

隣接校選択制度が利用できなかった場合・抽選に落選した場合で、特別な事情により「その学校でなければならない理由」がある場合は、指定校変更の申請ができます。「指定校変更許可基準」を定めていますので、事前にご確認お願い致します。

(許可基準 <http://www.city.toshima.lg.jp/353/kosodate/gakko/sho-chu/tennyugaku/003881.html>)

※許可基準に該当しても、隣接校選択制度により、抽選を実施した学校を希望する場合・収容上の問題がある学校を希望する場合等は、許可とならない可能性があります。隣接校選択制度が利用できる場合は、必ず、「隣接校選択希望申請書」を提出してください。

(主な許可例)・兄弟が翌年度も希望する学校に在籍している

- ・転居を予定している
- ・家庭の事情 など

受付期間	令和5年12月下旬～令和6年1月上旬予定
受付場所	豊島区教育委員会学務課学事グループ 区役所本庁舎7階7番窓口
必要なもの	印鑑、理由書(様式任意) 「指定校変更許可基準」に記載されている書類

2. 入学の手続きについて

区立学校へ入学する場合

入学する学校が指定された「入学通知書」が届きましたら、「入学確認票」を切り取り、必要事項をご記入の上、期限までに入学予定校へ直接提出してください。(郵送を希望される場合は、各学校にご相談ください。)

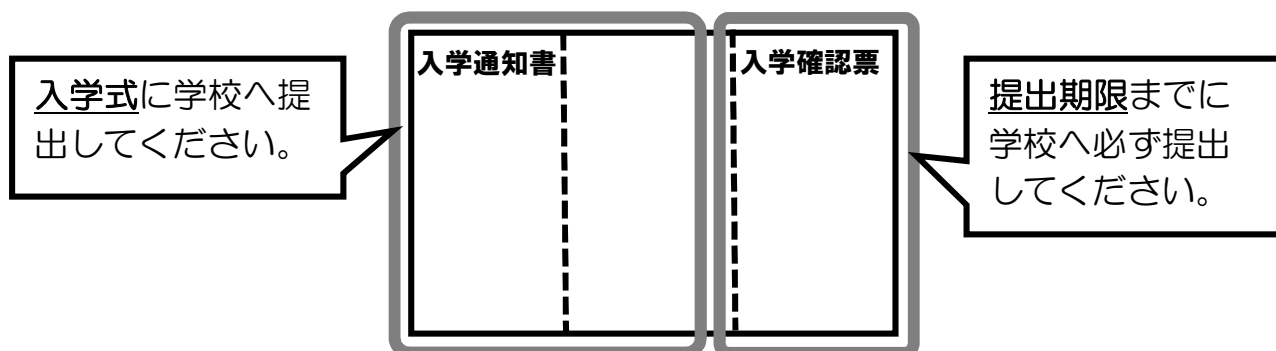
入学確認票の提出をもって入学が確定となりますので、必ず提出してください。

<提出期限>

小学校：令和6年1月上旬予定 中学校：令和6年2月上旬予定

期限を過ぎる場合はなるべく早めにご提出ください。

入学通知書は入学式に学校に提出していただきますので、紛失しないようご注意ください。



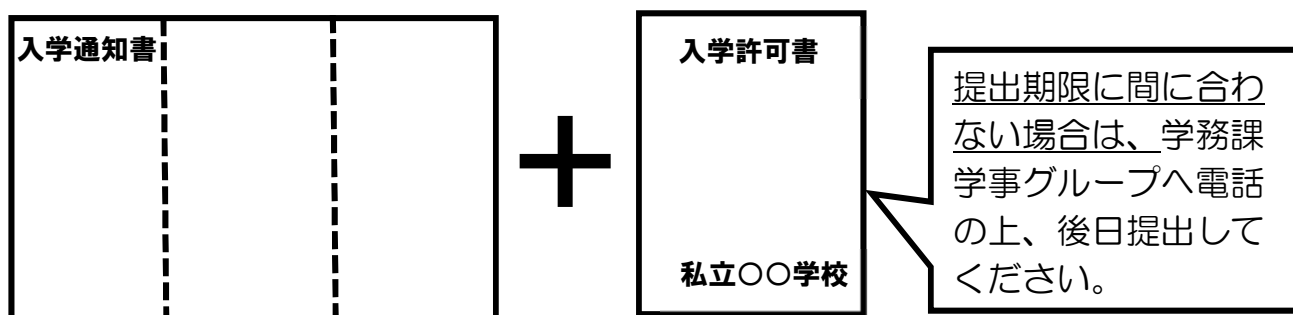
国立・私立等の学校へ入学する場合

入学する学校の「入学許可（承諾）書」（※学校によって名称が異なります）に豊島区教育委員会からお送りした区立学校の入学通知書を添えて、期限までに学務課学事グループへ提出してください。（郵送可）

<提出期限>

小学校：令和6年1月上旬予定 中学校：令和6年2月上旬予定

期限を過ぎる場合はなるべく早めにご提出ください。



海外の学校へ入学する場合

国外転出期間が1年以上になる場合は、住民基本台帳法に基づき、転出手続きをお願いいたします。

国外転出期間が1年未満で、住民票を残したまま転出される場合は、学務課学事グループへご連絡ください。

学校教育法第1条で定められた学校以外（インターナショナルスクール等）へ入学する場合

<注意>

日本の学校制度は、学校教育法第1条で定められた中学校、高校、大学へ進学する際に、各段階で卒業認定等の入学資格が必要です。（例：中学校に進学するためには、小学校の卒業認定が必要。）。このため、インターナショナルスクールの小学部を卒業しても、国内の国立・私立・公立の中学校へ進学することはできません。小学校卒業後のお子様の進路等、将来の日本での生活についても、十分お考えいただいた上で、就学義務を遵守されますようお願い致します。

(1) 就学義務について

日本国籍を持ち、日本にお住まいのお子様の保護者は、学校教育法17条により、子供を小学校6年間、中学校3年間の教育を受けさせる就学義務があります。



インターナショナルスクール等の学校教育法第1条で定められた学校以外の学校に通わせても、就学義務を履行したことにはならず、就学義務違反になります。

就学義務違反の場合

学校教育法第144条により、10万円以下の罰金に処される可能性があります。

このため、インターナショナルスクール等の学校教育法第1条で定められた学校以外の学校へ就学を考えられている場合は、区立学校への入学（籍を置く）手続きを必ず行ってください。手続きについては、学務課学事グループへお問い合わせください。

入学後の流れについては、入学する区立学校の学校長とご相談ください。

【補足】 インターナショナルスクール等へ通学される方は、隣接校選択制は利用できません。申請された場合でも、インターナショナルスクール等へ入学されることが判明した時点で取り消しとなり、指定校に入学していただくことになります。

(2) 就学義務猶予免除について

日本国籍と外国籍の両方をお持ちの方で、学校教育法第1条に規定する学校以外の学校へ入学することを理由に、区立学校へ入学しない場合は、就学義務猶予免除申請を行ってください。(日本国籍のみの場合は就学義務があるため、就学義務猶予免除対象にはなりません。就学義務を遵守されますようお願いいたします。)

以下の書類を持参の上、学務課学事グループで申請してください。



① 日本国籍以外の国籍が確認できるもの
(他国籍のパスポート、出生証明等)

② インターナショナルスクール等に入学していることを
証明できる書類
(入学許可(承諾)書、在学証明書、学生証等)

就学義務猶予免除者は、区内の学校で使用している教科書を無償で受け取ることができます。希望される場合は、お問い合わせください。

3. 就学時健康診断について（小学校のみ）

楽しく健康で安全に学校生活を送っていただくために、小学校入学予定者を対象に、10月下旬～11月中に就学時健康診断を実施しています（中学校入学時は実施しません）。



豊島区立小学校へ入学を予定されている方は、必ず就学時健診を受診してください。

「就学時健診の実施のお知らせ」は、10月中～下旬に発送予定ですので、詳細は通知が届くまでお待ちください。実施会場は、以下1～3のとおりです。健診日をご確認のうえ、お間違いのないようご注意ください。

- 1.隣接校選択希望申請書を提出しなかった方・・・指定校
- 2.隣接校選択希望申請書を提出した方（抽選を実施する学校*）・・・指定校
- 3.隣接校選択希望申請書を提出した方（抽選を実施しない学校）・・・希望校

※抽選を実施する対象者には、別途通知します。

豊島区立以外の学校（私立・国立等、他区市町村立小学校）へ入学を希望している方

① 私立・国立等小学校への入学が決まっている場合

- ・入学予定校で就学時健診を受診するなどの理由で、豊島区での受診が必要ない場合は、10月の「就学時健診の実施のお知らせ」通知後に学務課保健給食グループへご連絡ください。
- ・私立・国立等小学校へ入学する方でも、入学予定校で就学時健診を受診する機会のない場合は、豊島区で受診することができます。

② 私立・国立等小学校への入学が決まっていない場合

- ・合格発表前で入学がまだ決まっておらず、豊島区立小学校へ入学する可能性がある場合は、豊島区で受診することができます。

③ 豊島区外へ転出を予定している場合

(1) 豊島区での就学時健診実施日よりも前に転出する場合

- ・転出先の区市町村で就学時健診が受診できるかご確認ください。受診できるようであれば、転出先の区市町村で受診してください。
- ・転出先の区市町村で既に就学時健診が実施済みの場合は、豊島区で受診することができますので、10月の「就学時健診の実施のお知らせ」通知後に学務課保健給食グループへご連絡ください。健診結果は、入学先の学校へ後日送付されます。

(2) 豊島区での就学時健診実施日よりも後に転出する場合

- ・豊島区で就学時健診を受診してください。健診結果は、入学先の学校へ後日送付されます。

4. 就学相談について

いつでも相談してね。

豊島区では、お子様の心身の状態や発達段階、障害の特性等に
応じて適切な教育が受けられるようにするため、就学相談を行っ
ています。

就学相談では、お子様一人一人のライフステージを見通しなが
ら、保護者がお子様にとどのような教育を受けさせたいか等の希望
を伺い、お子様の可能性を最大限に伸ばすためにはどのような教育環境や教育内
容・方法が必要かを一緒に考えます。

お子様の学校生活や、入学にあたって、何か気になることがありましたらご相
談ください。

(豊島区の特別支援教育は、P.21「第2章4. 特別支援教育について」参照。)



<就学相談の流れ>

ステップ1 相談受付：教育センターのホームページから電子（オンライン）
申請または、保護者から電話で下記担当にお申し込み
ください。（年度内に相談を終えるためには12月8日
までにお申し込みください。電子申請が便利です。）
○入学後は、在籍の学校へご相談ください。
<教育センター就学相談担当> 電話 03-3590-6746



ステップ2 面接：担当する就学相談員と親子で面接します。
面接や、ご提出いただく資料をもとに相談資料を作成します。



ステップ3 就学相談委員会：専門委員が相談の資料やお子様の様子から適切と
思われる具体的な支援や就学先をご提案させて
いただきます。



※必要に応じて、学校見学・体験入級ができます。

ステップ4 就学先の決定



豊島区立の小・中学校に決まった場合は、就学先決定後に入
学通知書をお送りします。入学確認票を切り取って、入学予定
校に直接ご提出ください。（就学相談を受ける方は、入学通知書
の発送が遅れる事があります。）

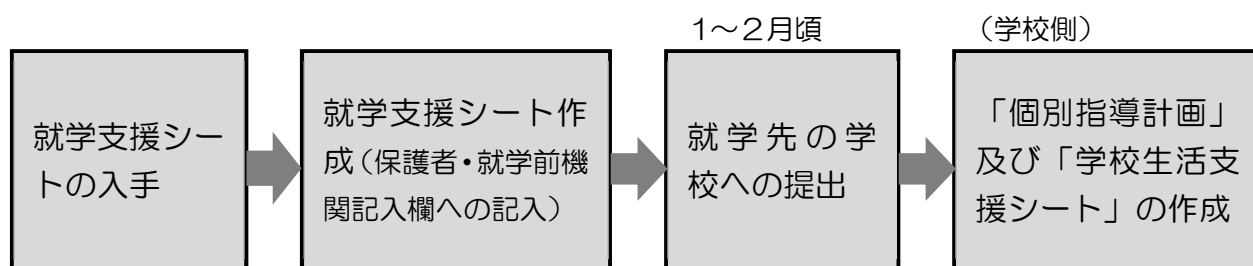
※豊島区立学校以外の学校に決まった場合は、豊島区教育委員会学務課学事グループに
お知らせいただき、入学予定の学校の指示に従って手続きしてください。

◆ご活用ください◆

「就学支援シート」について

「就学支援シート」は、お子様一人一人が豊かで楽しい学校生活を送ることができるよう、保護者と幼稚園・保育園・療育機関とが協力して作成し、お子様が就学する学校に引き継ぐものです。作成したシートは保護者の方が直接小学校へお持ちください。提出は任意です。

学校では、「就学支援シート」をもとに、保護者と協力して「個別指導計画」「学校生活支援シート」を作成する等、教育的支援を進めます。



「就学支援シート」は、教育センター2階窓口でお渡ししています。

※豊島区のホームページ（特別支援教育のページ）からもダウンロードできます。

【問い合わせ先】 教育センター就学相談担当 電話 03-3590-6746

第2章 費用・通学路等の安全・特別な対応に関すること

1. 授業料や教科書、負担する費用について（就学援助制度など）

授業料と学校で使用する教科書、給食費（令和5年度2学期以降予定）は無償です。ただし、教材費、遠足や移動教室、体育着や上履き、制服（中学校のみ）などの費用は別途保護者負担が発生します。

保護者が負担する諸経費

※あくまで目安であり、学校や学年でも異なります。

<小学校>

入学金・授業料・給食費等	保護者負担はありません。
ランドセル・体育衣料・上履き・運動靴等	保護者負担があります。
教材費（ワークブック、材料費等）、遠足代	保護者負担があります。 （例 A 小学校1年生：年間 13,000 円）
校外（宿泊）行事費	保護者負担（一部教育委員会の補助があります） 〔 例 *変更する場合があります。 小学校5年生 移動教室代 約 5,500 円 小学校6年生 移動教室代 約 15,400 円 〕
その他	PTA 費、卒業アルバム代 など

<中学校>

入学金・授業料・給食費等	保護者負担はありません。
標準服・体育衣料・通学カバン・上履き・運動靴等	保護者負担があります。 （例 A 中学校：約 50,000 円）
教材費（ワークブック、材料費等）	保護者負担があります。 （例 A 中学校1年生：年間 24,500 円）
校外（宿泊）行事費	保護者負担（一部教育委員会の補助があります） 〔 例 *変更する場合があります。 中学校1年生 移動教室代 約 17,000 円 中学校2年生 移動教室代 約 30,400 円 中学校3年生 修学旅行代 約 64,600 円 〕
その他	クラブ活動費、PTA 費、卒業アルバム代など

(1) 就学援助制度について

豊島区では、区内にお住まいの方を対象に、所得の状況により、学校にかかる費用の一部を援助する「就学援助制度」を設けています。

入学後に学校（豊島区立学校のみ）から「就学援助申請書」が配付されますので、ご希望の方は申請書をご記入のうえ、豊島区教育委員会学務課学事グループへ提出してください。

いつでも申請は可能ですが、認定は申請月からとなり、時期によっては支給できない費目もありますのでご注意ください。（※申請は毎年度必要です。）

なお、国立など豊島区立学校以外の公立学校へ就学されている場合は、各自で申請書を入手していただく必要があります。

※申請書配付場所：学務課学事グループ（区役所本庁舎7階7番窓口）、

総合窓口課（区役所本庁舎3階）、東部・西部区民事務所

※教育委員会のホームページからもダウンロード可能です。

就学援助の対象者

豊島区に住所があり、国公立の小中学校に在籍する児童生徒の保護者等で、次のいずれかに該当する方

1. 生活保護を受けている（必ず申請してください）
2. 生活保護は受給していないが、次頁『参考①：認定となる所得額の例』、または『参考②：対象となる場合』に該当する

支給される費目（令和5年度申請の場合）

費目は以下のとおりです。（※支給額は変更される場合があります。）

費目	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	備考
入学支度金	64,300						81,000			入学前または入学後に支給
学校給食費	実費						実費			
学用品費	15,600	18,840	18,840	18,840	18,840	18,840	30,360	34,320	34,320	学期毎に定額支給
校外活動費	450	450	450	1,770	3,180	1,170	3,690	2,460	6,390	学期毎に定額支給
移動教室費					5,500	15,400	17,000	30,400		行事実施後に定額支給
修学旅行費									64,600	左記金額を限度とし実費
卒業アルバム代						11,000			8,800	左記金額を限度とし実費
体育実技用具費							7,860	7,860	7,860	左記金額を限度とし実費
クラブ活動費							1,230	1,230	1,230	
芸術鑑賞費	460	460	460	460	460	460	560	560	560	実施校の参加者のみ

※生活保護を受けている方（認定区分：要保護者）は、修学旅行費、卒業アルバム代、芸術鑑賞費以外の費目は生活福祉課から支給されます。

※特別支援学校に在籍している方も一部費目（東京都就学奨励費との差額）が対象となります。

※学校給食費は、就学援助対象者のうち豊島区立学校在籍者以外の方が対象となります。

【参考①：認定となる所得の例（令和5年度申請の場合）】

◎この例は目安です。世帯構成・各人の年齢などで認定となる所得額は異なります。
所得額を超えていると思われる場合でも、援助を希望する方は申請してください。

世帯構成	世帯全員の合計所得額 (R4.1.1~R4.12.31)	給与収入の目安【参考】 (R4.1.1~R4.12.31)
2人	307万円未満	451万円未満
3人	379万円未満	541万円未満
4人	416万円未満	587万円未満
5人	437万円未満	614万円未満
6人	499万円未満	687万円未満

※所得とは、給与所得者は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、事業所得者等確定申告をした方は確定申告書の「所得金額の合計額」です。

※申請年度の前年の所得が対象です。（例：令和5年度申請は、令和4年1月～令和4年12月の所得）

【参考②：対象となる場合】

- (1) 生活保護法に定める教育扶助の廃止又は停止の措置を受けた
- (2) 地方税法に基づく個人の事業税の減免、区市町村税の非課税・減免又は固定資産税を減免された
- (3) 国民年金法第89条および90条に基づく国民年金の保険料を減免された
- (4) 国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免または徴収を猶予された
- (5) 児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給を受けた
- (6) 生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けた

※申請年度またはその前年度において、該当している必要があります。

(2) 特別支援教育就学奨励費について

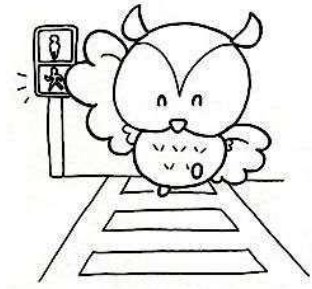
就学援助制度とは別に、区立小・中学校の特別支援学級（固定級・通級）の児童・生徒の保護者、又は学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒の保護者を対象に、経済状況等に応じてその就学を支援する制度があります。

入学後、別途学校からご案内がありますので、ご確認ください。

2. 通学路等の安全について

(1) 通学路の指定

学校では、校内の安全はもちろん、子供たちの通学時の安全を守るため、学区域において通学路を設定し、その安全確保及び通学的手段に対応した安全管理に努めています。



このため、学区域内で転居する場合は、必ず転居前に学校へ相談、届出を行い、通学時の指導を受けてください。また、転居により学区域が変更となる場合には、転居先の学区の学校への転校が原則となります。特別な事情により、継続して通学を希望される場合は、転居手続きを行う前に学校へご相談いただき、必要な手続きを行ってください。

なお、隣接校選択制度や指定校変更・区域外就学など、学区域外から通学する場合の通学途上の安全は、保護者の責任となりますので、十分にご確認いただきますようお願いいたします。

<参考：スクールゾーンとは？>

スクールゾーンとは、子供の交通安全の確保を図るために設定された交通安全対策の重点地域の呼び名です。昭和45年に公布された交通安全対策基本法第二十四条を法的根拠として、設定されました。一般的に、小学校を中心に通学路を含めたおおむね500mの範囲が対象となっています。スクールゾーン内では、警察が「横断歩道」の設置など安全施設の整備や速度・通行規制等交通規則の強化を行っています。

(2) 通学路等の安全を確保するための取組

①学童安全通学指導員の配置



登下校時の児童の安全を確保するため、小学校から要望のあった、通学路の特に危険のある場所に学童安全通学指導員を配置しています。指導員は、児童の交通マナーやルール等規範意識の醸成を図るとともに、挨拶や声かけを行うことで、児童の健全な育成に努めています。

②スクールガード養成講習会の実施

例年、区立小学校の保護者を対象にして、子供の安全安心に係る講演会を開催しています。例年、警察関係者や防犯の専門家、区の危機管理担当課長等を講師として招き、最新の不審者情報や防犯対策についての講義を行っております。開催時期が決まり次第、各区立小学校 PTA 会長を通じて参加者を募集しますので、ご興味のある方はぜひご参加ください。

※令和4年度はオンライン配信で実施

<参考：スクールガードとは？>

スクールガードとは、学校や通学路で子供たちを見守る学校安全ボランティアのことです。

③通学路の安全点検の実施

豊島区立小学校の通学路においては、各校概ね3年に一度、教育委員会、学校関係者、警察、道路管理等関係所管と合同で通学路の点検をしています。保護者と警察関係者が一緒に通学路を回り、危険なポイントについて確認をします。

④「こども110番の家」事業

子供たちが危険に遭遇したとき、安心して立ち寄れる場所として、「こども110番の家」があります。令和5年5月1日現在、1,200件のご登録をいただいています。登録された家には、ピーポくんの絵が描かれた2枚のプレート（緑・黄）が貼られています。通学路のどのあたりに「こども110番の家」があるのか、ご確認いただく際の目印にしてください。

「こども110番の家」には
このプレートが貼られています。



緑色のプレート



黄色のプレート

⑤防犯カメラの設置

通学路内の安全対策と学校や園における不審者侵入の抑止、初期対応などの安全を確保するため、小学校の通学路と幼稚園、小学校及び中学校の敷地内に防犯カメラを設置しています。

通学路防犯カメラ	1校あたり10台設置
校門等防犯カメラ	1校あたり4台設置



⑥としま学校安全・安心メールの運用

区立小学校・中学校・幼稚園・子どもスキップ等に在籍している児童・生徒の保護者に対し、メールにより、学校からの緊急連絡、注意喚起などの情報をお届けしています。入学直前の保護者説明会または入学後、学校から登録に関する説明がありますので、ご登録ください。

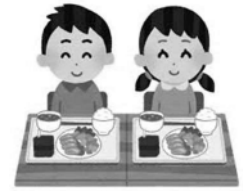
⑦防犯ブザーの配布

区立小学校の新入学児童を対象に防犯ブザーを配布しております。各学校より配布されますのでご活用ください。

⑧登下校メールサービス

区立小学校へ通う小学1～3年生の児童を対象にICタグを配布しております。ICタグをランドセル等に入れた状態で児童が校門を通過すると保護者にメールが自動的に送信されるようになっています。児童が無事に登校、または下校を開始したことを保護者へお知らせします。

3. 学校給食について



(1) 豊島区の学校給食

豊島区の小・中学校には給食室があり、各学校で栄養士が献立を作成し、調理しています。学校給食は、児童・生徒に栄養バランスのとれた食事を提供することにより、心身の健全な発達、望ましい食習慣の形成を行う役割を担っています。また、季節の食材を使用した献立、行事に合わせた献立等を提供し、食を通じた教育を行っています。

(2) 食物アレルギーとは

私たちの体には、ウイルスや細菌などの異物が入ってきたときに、これらの外敵から体を守る「免疫」というしくみが備わっています。この免疫のしくみが、食べ物や花粉など、私たちの体に害を与えない物質に対しても過剰に反応してしまうのが「アレルギー反応」です。

食物アレルギーは、原因となる食べ物を食べたり触ったりした際に発症し、その症状は、皮膚、呼吸器・消化器あるいは全身に生じます。

(3) アナフィラキシーとは

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、喘鳴（ゼーゼーした呼吸）や呼吸困難などの症状が、複数同時かつ急激に出現した状態をアナフィラキシーといいます。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力をきたすような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、対応が遅れると生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。

食物アレルギーは、生命に危険を及ぼすアナフィラキシーショックを起こすことがあるため、日常生活を送る上で十分な注意が必要です。

食物アレルギーのある子供については、学校給食における対応を決定するために、「学校生活管理指導表（主治医記載）」の提出や、学校との個別面談をお願いしています。

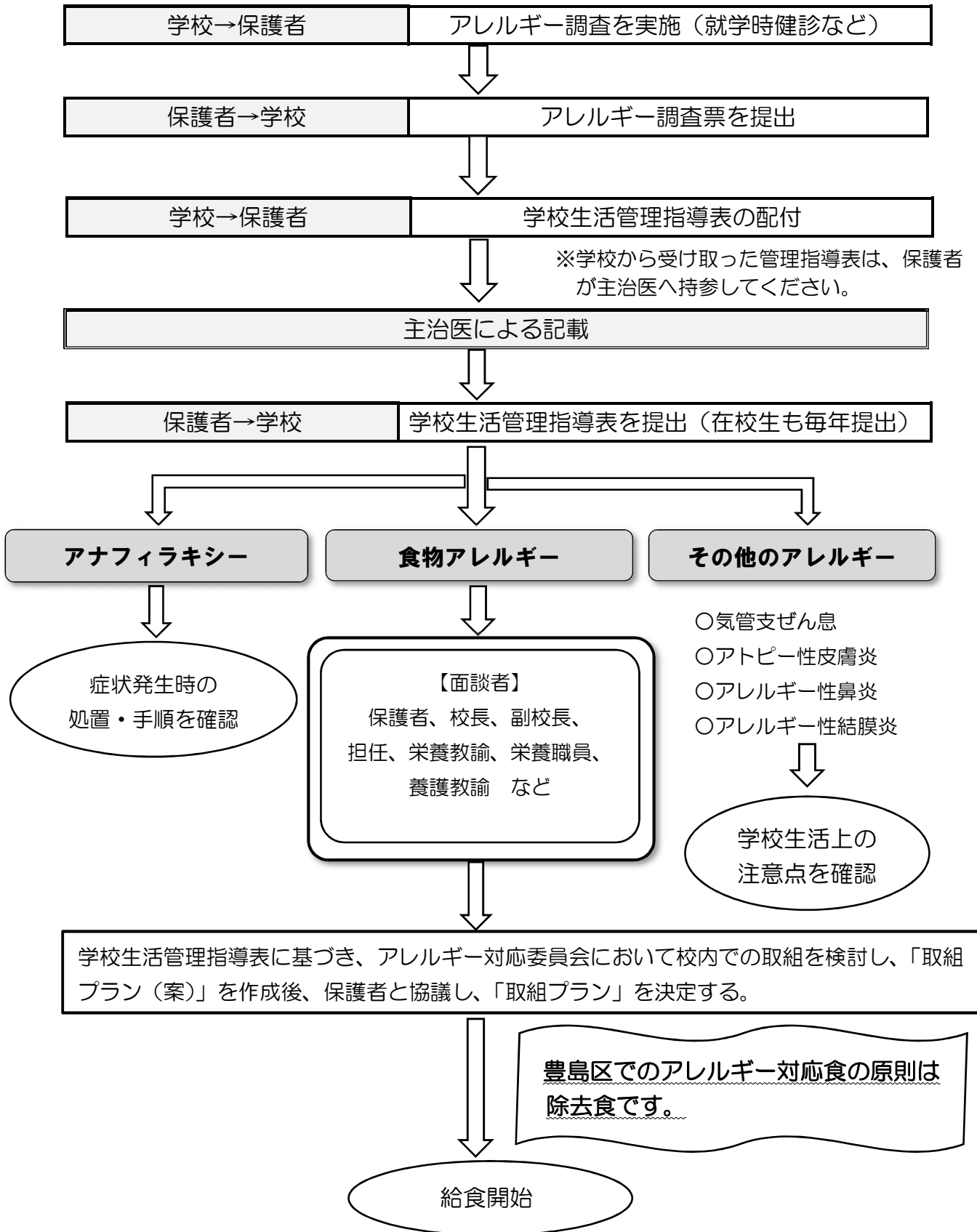
子供たちが安全・安心な学校生活を送ることができるよう、ご協力よろしく申し上げます。

(4) 豊島区の学校給食における食物アレルギー対応

安全性を最優先して、以下の対応を行っています。

全員に配付	詳細な献立表の提供	対象者	比較的症状が軽く、本人が原因物質を取り除くことができる児童・生徒を含む、在籍するすべての児童・生徒（下記①、②対応の児童・生徒及びその保護者にも提供します）
個別の対応	① 除去食の提供	対象者	自宅でも除去食対応を行っており、学校給食においても対応が可能な児童・生徒
		内容	アレルギー原因食材を除去した給食を提供します。除去した結果、献立が成り立たない場合には、弁当持参をお願いすることがあります。
	② 弁当対応 (一部・全部)	対象者	アレルギー原因食材の種類が多い、ごく微量でも重篤なアレルギー症状を起こす等の理由で、給食を提供することが困難（危険）な児童・生徒
		内容	<p>ア 完全弁当対応：すべての料理において、弁当持参をお願いします。</p> <p>イ 一部弁当対応：除去食が困難な料理のみ弁当持参をお願いします。</p>

豊島区立小・中学校におけるアレルギー対応の手順



学校給食における具体的な対応レベルを決定するためには、学校生活管理指導表では把握しきれない詳細なアレルギー経過や家庭での食事状況を把握する必要があります。そのために、個別面談の際には保護者から学校へ詳細な情報をお伝えください。

4. 特別支援教育について

豊島区では、特別な教育的支援の必要な児童・生徒のための学習の場として、小学校・中学校に特別支援学級（固定学級、通級指導学級）及び特別支援教室を設置しています。

学校生活や学習上の困難を改善するために、きめ細かい指導を行い、児童・生徒が将来自立して社会参加できることを目指しています。また、通常の学級の児童・生徒と、学校行事、学年行事、給食の時間、学習、休み時間などを通して、交流が行われています。

特別支援学級や特別支援教室のご利用をお考えの方や就学先について悩まれている場合は、教育センター就学相談担当へご相談ください。（P.10「第1章4. 就学相談について」参照）

特別支援学級・特別支援教室

① 特別支援学級 固定学級【知的障害】

発達に遅れのある児童・生徒を対象として設置され、児童・生徒は、この学級での学習を基本とし、一人一人の状況に応じて、通常の学級との交流及び共同学習も行います。

◆小学校 設置校

学 校 名	学 級 名	所 在 地	学 校 電 話
西巢鴨小学校	たけのこ学級	西巢鴨 1-27-1	03(3918)6345
朋有小学校	竹の子学級	東池袋 4-40-1	03(3987)6275
池袋第三小学校	あゆみ学級	西池袋 3-14-3	03(3984)8501
長崎小学校	五 組	長崎 2-6-3	03(3956)8146
要小学校	すすかけ学級	要町 2-3-20	03(3956)8151

◆中学校 設置校

学 校 名	学 級 名	所 在 地	学 校 電 話
巢鴨北中学校	6 組	西巢鴨 3-17-1	03(3918)2144
西巢鴨中学校	4 組	南大塚 3-18-1	03(3986)0661
西池袋中学校	6 組	西池袋 4-7-1	03(3986)5427

② 特別支援学級 固定学級【自閉症・情緒障害】

知的障害のない自閉症・情緒障害等の児童・生徒を対象とし、異学年の児童で編制される少人数の学級編制で授業を行います。児童・生徒は、この学級での学習を基本とし、一人一人の状況に応じて、通常の学級との交流及び共同学習も行います。児童・生徒の教育的ニーズに應えるため、令和5年4月、新たに2校（池袋第一小学校、池袋中学校）開設しました。

◆小学校 設置校

学 校 名	学 級 名	所 在 地	学 校 電 話
南池袋小学校	けやき学級	南池袋3-18-12	03(3987)6278
池袋第一小学校	かしわ学級	上池袋 4-28-1	03(3916)3435

◆中学校 設置校

学 校 名	学 級 名	所 在 地	学 校 電 話
池袋中学校	E 組	池袋本町 1-43-1	03(3986)5435

③ 特別支援学級 通級指導学級【難聴・言語障害】（小学校のみ）

話すこと・聞くことに課題のある児童に対し、聴力の活用、発音の改善等の指導を行う学級です。対象となる児童は通常の学級に在籍し、週1回90分程度、難聴・言語障害通級指導学級の設置されている学校に通級して学習します。

学 校 名	学 級 名	所 在 地	学 校 電 話
池袋小学校	ことばときこえの教室	池袋 4-23-8	03(3986)2858

④ 特別支援教室（小学校・中学校）

教育活動の一部において、特別な指導を必要とする児童・生徒を対象に設置しています。児童・生徒は通常の学級に在籍し、学習活動の一部（週1時間～2時間程度）を特別支援教室で受けます。拠点校の教員が児童・生徒の在籍する学校を巡回して指導します。

◆小学校

区内を6つのブロックに分け、6つの拠点校が設置されています。

拠 点 校	巡 回 校	拠 点 校	巡 回 校
朝日小学校 (教室名：ひいらぎ)	仰高小学校	目白小学校 (教室名：あおぞら)	池袋第三小学校
	駒込小学校		高南小学校
	清和小学校	長崎小学校 (教室名：ひまわり)	椎名町小学校
池袋本町小学校 (教室名：たんぼぼ)	西巢鴨小学校	千早小学校 (教室名：あすなろ)	富士見台小学校
	池袋第一小学校		要小学校
	池袋小学校	高松小学校	
南池袋小学校 (教室名：くわのみ)	巢鴨小学校		さくら小学校
	朋有小学校		
	豊成小学校		

◆中学校

区内を2つのブロックに分け、2つの拠点校が設置されています。

拠点校（教室名）	巡 回 校
巢鴨北中学校 (S - r o o m)	駒込中学校、西巢鴨中学校、千登世橋中学校
千川中学校 (S - r o o m)	池袋中学校、西池袋中学校、明豊中学校

※中学校では特別支援教室を「^{エス}S-room」と呼んでいます。

5. 日本語指導について

入学後、日本語の習得が不十分な児童・生徒のために、日本語や日本の生活習慣などの指導を行っています。

例えば、次のような児童生徒が対象となります。

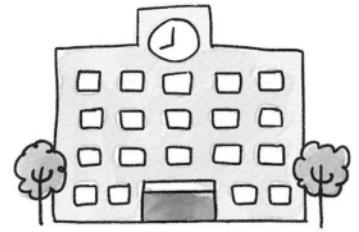
- 来日あるいは帰国したばかりで、日本語が分からない。
- 授業で使われている先生の言葉や、教科書に書かれている言葉が理解できない。

指導を受けることができる場所は以下のとおりです。

【日本語指導学級が設置されている学校】

○豊成小学校、池袋小学校の2校

日本語指導学級が設置されている学校に在籍している児童は、学校長が必要と判断した場合には、校内の日本語学級に通うことができます。入級を希望される場合は、入学後、学校長にご相談ください。



【日本語指導教育教員が配置されている学校】

○仰高小学校、朋有小学校、西池袋中学校の3校

日本語指導教育教員が配置されている学校に在籍している児童・生徒は、学校長が必要と判断した場合には、この日本語指導教育教員による指導を校内で受けることができます。日本語指導を希望される場合は、入学後、学校長にご相談ください。



【教育センターにある日本語指導教室】

日本語指導学級及び日本語指導教育教員が配置されていない学校に在籍している、来日して概ね6か月以内の児童・生徒を対象に、教育センター（雑司が谷3-1-7）で日本語指導を行っています。日本語指導を希望される場合は、入学後、学校長にご相談ください。



なお、小学生は、保護者による引率が原則となります。

第3章 子供の放課後事業について

1. 子どもスキップ（学童クラブ・一般利用）

小学校の余裕教室や校庭、体育館、図書室などを活用した、放課後の小学生の「生活」「遊び」「学び」の場です。施設一覧は、P37「子どもスキップ施設一覧」をご覧ください。

利用の仕方には、「学童クラブ」と「一般利用」の2つの方法があります。



① 学童クラブ

保護者の就労等により、放課後に適切な保護を受けられない区内在住または、当該区立小学校に在学している児童のために設けられている制度です。

◆対象者	<p>区内在住または、当該区立小学校在学の児童で、放課後の時間帯に保護者が次のような状況の方</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 働いている（就労時間・日数等の条件があります） b. 病気やけがで療養している c. 心身に障害がある d. 同居の家族の看護・介護をしている <p>その他、明らかに児童の保育に欠ける場合 など</p>
◆利用時間	<ul style="list-style-type: none"> ・授業のある日 放課後～18:00（土曜日は 17:00 まで） ・授業のない日・夏休みなど 9:00～18:00（土曜日は 17:00 まで） <p>※日曜日、祝日、年末年始はお休みです。</p> <p><時間の延長></p> <ul style="list-style-type: none"> ・9時前利用 <p>保護者の就労時間（通勤時間含む）が9:00より前にかかる方は、8:15から利用することができます。（全学年対象／学校休業日・土曜日）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・延長利用 保護者の就労時間（通勤時間含む）が18：00より後にかかる方は、19：00まで利用することができます。（平日のみ） ＊時間の延長については、それぞれ申請が必要です。
◆利用料等	<ul style="list-style-type: none"> ・基本利用 月額 4,000 円 ・9時前利用 年額 1,000 円（利用者のみ） ・延長利用 月額 1,000 円（利用者のみ） ・間食費 月額 1,000 円（17時以降の利用者で、希望制。） ※所得・世帯構成により減免制度があります。
◆送迎	原則、保護者の送迎は必要ありません。 延長利用の場合は、保護者のお迎えが必要です。
◆利用方法	各学童クラブで利用申請を行なってください。 新年度（令和6年4月1日）からご利用希望の場合、一括申請受付期間がありますので、ご注意ください。

② 一般利用

区内在住または当該区立小学校に在学している児童であれば、どなたでも利用できる放課後の遊びと学びの場です。

◆対象者	区内在住または、当該区立小学校在学の児童
◆利用時間	授業のある日…放課後～18:00（土曜日は 17:00 まで） 授業のない日・夏休みなど…9:00～18:00 （土曜日は 17:00 まで） ※日曜日、祝日、年末年始はお休みです。
◆利用料等	無料
◆送迎	保護者の送迎は必要ありません。保護者と児童とで帰りの時間を決める自主的な利用になります。
◆利用方法	各施設へ「子どもスキップ利用届出書」を提出してください。

【問い合わせ先】 子どもスキップ担当 電話 03-3981-1058

2. 放課後子ども教室

「子どもスキップ」と連携し、地域住民の参加と協力を得て、学習やスポーツ、文化、地域住民との交流活動などの取組を推進し、子供たちの豊かな人間性を育てています。



◆対象者	区内在住または、当該区立小学校在学の児童
◆実施場所	子どもスキップ実施校
◆参加方法	①各施設へ「子どもスキップ利用届出書」を提出してください。 ②各放課後子ども教室のお知らせをご覧の上、お申し込みください。
◆実施内容	工作や手芸、囲碁や将棋、書道や茶道、読み聞かせや英会話などの屋内活動から、テニスやバレーボール、バドミントンなどのスポーツ、ダンスや体を動かす遊びまで、子供たちの好奇心や関心を育む魅力的なプログラムを数多く用意しています。各子どもスキップに、放課後子ども教室の内容や日時が掲載されているお知らせがありますのでご覧ください。

【問い合わせ先】 放課後子ども教室担当 電話 03-3981-1178

* 以上の内容は放課後事業の施策見直しに応じて変更になる場合があります。

3. 中高生センタージャンプ

中高生センタージャンプは、中学生や高校生が持っている可能性を引き出し、自主的に活動できるように支援等を行う居場所です。



◆対象者	区内在住・在学の中高生など
◆利用時間	月曜日～金曜日 10:00～20:00（中学生は 19:00） 土曜日 10:00～18:00 日曜日 10:00～18:00
◆利用料等	無料
◆利用方法	施設への登録が必要です。各施設へ直接お問い合わせください。

◆施設一覧	①中高生センタージャンプ東池袋（東池袋 2-38-10 2階） ※施設改修工事のため令和6年1月（予定）まで 仮施設（東池袋 4-27-10 3階）にて運営 03-3971-4931 ②中高生センタージャンプ長崎（長崎 2-24-13） 03-3972-0035
-------	--

【問い合わせ先】 各施設へお問い合わせください。

4. 池袋本町プレーパーク

子供の「やってみたい!」と思うことを実現していく自然の中の遊び場です。泥んこ遊びや木登り、水遊びなど様々な遊びができます。またパーク内にはプレーリーダーと呼ばれるスタッフが常駐し、子供たちと一緒に遊んだり、ケガやトラブルがないよう見守ったりしています。



◆対象者	幼児（保護者同伴）、及び児童・生徒
◆利用場所	池袋本町公園内の一部（池袋本町 1-27-1）
◆利用時間	原則毎日（休園日を除く）10:00～17:00 （※休園日：荒天時、お盆時期、年末年始等）
◆利用料等	無料
◆利用方法	申し込みは必要ありません。
◆管理・運営	NPO 法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク

【問い合わせ先】 子ども若者課 地域支援グループ 電話 03-3981-2187

Q & A

【学校の指定・隣接校選択制度について】

Q1 特別な事情により、豊島区以外の公立の学校に通学させたい場合、どのような手続きがありますか？

A 希望する学校のある自治体の教育委員会へご相談ください。

Q2 豊島区に居住していますが、事情があり、住民票を置くことができません。豊島区の学校へ入学することはできますか？

A 事情により、入学可能な場合があります。学務課学事グループまでご相談ください。

Q3 兄弟が通学している、指定校ではない学校に入学させたい場合、どのような手続きが必要ですか？

A 隣接校選択制度の利用が可能な場合、「隣接校選択希望申請書」を提出してください。ただし、隣接校選択制度の受け入れ枠を超えて申請があった場合には、抽選となります。（P2「方法1 隣接校選択制度」をご参照ください。）

抽選に当選しなかった場合は、兄弟が翌年度も希望する学校に在籍している場合、指定校変更許可基準に該当するため、指定校変更申請が可能です。（※但し、学校の収容状況によっては、受け入れできない場合があります）。手続き等はP5「方法2 指定校変更制度」をご参照ください。

Q4 私立学校等の受験を考えています。区立学校に入学しない可能性があります。隣接校選択希望申請書を提出することはできますか？

A 隣接校選択制度は申請受付期間内にしか利用することができません。区立学校へ入学する可能性があるのであれば、申請書を提出してください。

【転居・転入・転出について】

Q5 区内で転居することになりました。隣接校選択の希望申請書を提出しましたが、転居後も希望は有効ですか？

A 希望する学校の隣接学区へ転居した場合は有効となりますが、隣接学区外へ転居した場合は、無効となります。

Q6 隣接校選択の受付期間後となる10月以降に転入する予定ですが、隣接校選択制度を利用することはできますか？

A 隣接校選択制度は受付期間内に住民票がある方でないと利用できません。
特別な事情により、指定校以外の学校を希望する場合は、P5「方法2 指定校変更制度」をご参照ください。

Q7 現在豊島区外に住民票があります。3月末までに豊島区に転入し、豊島区の学校へ入学予定です。どのような手続きをしたらよいですか？

A 転入日・転入先が確定したら、学務課学事グループへご連絡ください。必要な手続きをご案内します。また、入学前に準備する物等、事前に入学予定の学校に確認しておいてください。

<小学校の場合>

11月に就学時健康診断が実施されます。実施日時点で、住民票のある自治体の学校で受診してください。転入前の住所地で受診した場合、就学時健康診断の結果は、入学する学校に後日送付されます。

また、入学前に、就学時健康診断日以降に転入されてきた方は、入学される予定の学校長と面談をしていただきますので、あらかじめ、学校と転入日後の面談日を調整してください。

Q8 3月頃転入予定です。2月に学校で実施される入学説明会は出席できますか？

A 入学が確実な方を対象とした入学説明会です。
参加可能かどうかは、各学校へお問い合わせください。

【私立学校等への進学について】

Q9 私立学校等を受験しています。学校が決まるのが、「入学確認票」の提出期限後になります。「入学確認票」は提出した方がよいですか？

A 入学確認票は、区立学校に入学することが確定したときに、学校へ提出してください。遅れる場合は、学校にいつ確定するかのご連絡をお願いします。私立学校等へ入学が確定しましたらP6「国立・私立等の学校へ入学する場合」に記載されている手続きをお願いします。

【アレルギー対応について】

Q10 「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」は、毎年提出が必要ですか？

A 毎年提出が必要です。学校生活管理指導表は、個々の児童・生徒への適切な対応について医学的な判断に基づいて行えるよう、保護者・学校・医師で情報を共有するための書類です。

食物アレルギー症状は、成長等により変化します。適切な対応をとるため、毎年、医師の診断のもと、症状・留意点の変化を確認し、学校生活管理指導表を提出していただく必要があります。手続き等は、P.20「豊島区立小・中学校におけるアレルギー対応の手順」をご参照ください。

Q11 アナフィラキシーを起こしたらどのような対応をしてくれますか？

A 医療機関に速やかに搬送します。エピペン®が処方されている場合は、その場で注射します。エピペン®はアナフィラキシーが疑われる場合に使用するアドレナリン自己注射薬です。あらかじめ学校と共通理解した上で、緊急時において、学校の教職員が使用することもあります。

Q12 すべての学校で希望した食物アレルギー対応を行っていただけますか？

A 対応すべき児童・生徒の症状や人数、学校の施設・人員・スケジュール等の状況により、ご希望に添えない場合があります。また、同じ学校においても、児童・生徒ごとに対応に違いが出る場合や、年度によって対応が変わる場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。

Q13 アレルギー原因食材でも調理法によっては食べられるのですが、その場合は食べさせていただけますか？

A 豊島区のアレルギー対応は、原因食材の完全除去（提供するか・しないか）を基本としています。また、除去食は、その学校に在籍する除去が必要な児童・生徒みなさんが食べられる統一食（対象の原因食材全てを除去したもの）を提供します。そのため、食べられる食材、調理法によっては食べられる食材でも除去される場合があり、個別対応はしておりません。

アレルギー対応が必要な児童・生徒は年々増加傾向にあり、各児童・生徒に応じた個別対応は、限られた人員・設備・時間では難しく、混入や誤配などの事故リスクを高めることにもなります。そこで、国の指針に基づき、シンプルかつ安定的な上記の対応をとらせていただいております。アレルギー対応が必要な子供たち全体の安全性を向上させるため、ご理解とご協力をお願いいたします。

【その他】

Q14 小学校のランドセルに指定はありますか？

A 豊島区指定のランドセルはありません。詳細は各学校にお問い合わせください。

Q15 中学校の服装やカバンに指定はありますか？

A 中学校は、標準服が決められています。カバンは、指定のある学校とない学校があります。詳細は各学校にお問い合わせください。

Q16 中学校の標準服に女子用スラックスはありますか？

A 全校にあります。詳細は各学校にお問い合わせください。

Q17 入学前に必要なものの確認はいつごろどのようにすればよいですか？

A 2月頃、入学予定者を対象に、各学校において入学説明会が実施されます。その際、必要な準備等の説明があります。詳細は、各学校へお問い合わせください。

Q18 学校参観週間や行事等の日程が合わず、利用できません。学校を見学したいのですが、方法はありますか？

A 学校参観週間以外の日でも、学校の見学は可能です。見学を希望される場合は、各学校に直接お問い合わせください。

參考資料

小学校・中学校連絡先一覧

校種	学校名	郵便番号	住所	電話番号
小学校	仰高小学校	〒170-0003	駒込5-1-19	03(3918)2325
	駒込小学校	〒170-0003	駒込3-13-1	03(3918)5691
	巣鴨小学校	〒170-0005	南大塚1-24-10	03(3946)9551
	清和小学校	〒170-0002	巣鴨3-14-1	03(3918)2605
	西巣鴨小学校	〒170-0001	西巣鴨1-27-1	03(3918)6345
	豊成小学校	〒170-0012	上池袋1-18-24	03(3918)2315
	朋有小学校	〒170-0013	東池袋4-40-1	03(3987)6275
	朝日小学校	〒170-0002	巣鴨5-33-1	03(3918)2339
	池袋第一小学校	〒170-0012	上池袋4-28-1	03(3916)3435
	池袋本町小学校	〒170-0011	池袋本町1-43-1	03(3986)7166
	池袋第三小学校	〒171-0021	西池袋3-14-3	03(3984)8501
	池袋小学校	〒171-0014	池袋4-23-8	03(3986)2858
	南池袋小学校	〒171-0022	南池袋3-18-12	03(3987)6278
	高南小学校	〒171-0033	高田2-12-7	03(3987)6266
	目白小学校	〒171-0031	目白2-11-6	03(3987)4801
	長崎小学校	〒171-0051	長崎2-6-3	03(3956)8146
	要小学校	〒171-0043	要町2-3-20	03(3956)8151
	椎名町小学校	〒171-0052	南長崎4-30-5	03(3953)6461
	富士見台小学校	〒171-0052	南長崎1-10-5	03(3953)6472
	千早小学校	〒171-0044	千早3-33-5	03(3956)8154
高松小学校	〒171-0042	高松2-57-22	03(3956)8157	
さくら小学校	〒171-0051	長崎6-16-1	03(3956)8164	
中学校	駒込中学校	〒170-0003	駒込4-5-1	03(3918)2105
	巣鴨北中学校	〒170-0001	西巣鴨3-17-1	03(3918)2144
	西巣鴨中学校	〒170-0005	南大塚3-18-1	03(3986)0661
	池袋中学校	〒170-0011	池袋本町1-43-1	03(3986)5435
	西池袋中学校	〒171-0021	西池袋4-7-1	03(3986)5427
	千登世橋中学校	〒171-0031	目白1-1-1	03(3987)6285
	千川中学校	〒171-0042	高松1-9-21	03(3956)8171
明豊中学校	〒171-0051	長崎5-31-29	03(3956)8174	

豊島区立小中学校通学区域

町名	丁名	番	号	小学校	中学校	町名	丁名	番	号	小学校	中学校			
駒込	一	全域		駒込	駒込	池袋	一	全域		池袋	西池袋			
	二	全域												
	三	全域												
	四	1~8	全											
	五	六	七	9~15		全								
				全域										
				全域										
巣鴨	一	1~33	全	仰高	駒込	雑司が谷	一	全域		南池袋	千登世橋			
		34~49	全											
		50~51	全											
	二	全域		仰高	駒込	高田	一	全域		高南	千登世橋			
		三	1~4				全							
	四	三	5~18	全	清和	巣鴨北	目白	一	全域		目白	千登世橋		
			19~39	全										
			1~26	全										
		五	六	七	27		全	朝日	四	二	全域		富士見台	西池袋
					28		1~8				全			
							9~16				全			
							17~21				全			
					29		1~7				全			
							8~19				全			
		20一部	全											
		30~31	32	33	34~44		21~22	全	清和	五	全域		富士見台	西池袋
	1~4					全								
	5一部					全								
	5一部					全								
	6~16					全								
	17~20	全												
	西巣鴨	一	二	三	四	朝日	南長崎	一	全域		椎名町	明豊		
								1~3	全					
4~14								全						
15~38								全						
北大塚	二	三	四	清和	巣鴨北	千早	二	全域		長崎	西池袋			
							1~20	全						
							21~34	全						
南大塚	一	二	三	豊成	西巣鴨	要町	一	全域		要	千川			
							1~20	全						
							21~34	全						
上池袋	一	二	三	豊成	巣鴨北	高松	二	全域		高松	千川			
								1~20	全					
								21~34	全					
								35~44	全					
東池袋	一	二	三	朋有	西巣鴨	千早	三	全域		千早	明豊			
								1~23	全					
								24~27	全					
	四	五	六	七	南池袋	千登世橋	高松	三	全域		高松	千川		
									28~50	全				
									1~8	全				
									14~18	全				
									21~27	全				
									29~42	全				
	五	六	七	八	南池袋	千登世橋	高松	三	全域		高松	千川		
									1~10	全				
11~12									全					
13~17									全					
南池袋	一	二	三	南池袋	千登世橋	千川	二	全域		高松	千川			
								18~52	全					
								1~20	全					
								21~25	全					
西池袋	一	二	三	池袋第三	西池袋	千川	二	全域		高松	千川			
								26~28	全					
								29~44	全					
								全域						
								全域						

※東池袋地区再開発により四丁目9~13号・19号・20号・28号が欠番

学校別隣接校一覧

小学校

指定校	隣接校						
仰高	駒込	巣鴨	清和	朝日			
駒込	仰高	朝日					
巣鴨	仰高	清和	豊成	朋有			
清和	仰高	巣鴨	西巣鴨	豊成	朋有	朝日	
西巣鴨	清和	豊成	朝日				
豊成	巣鴨	清和	西巣鴨	朋有	池袋第一		
朋有	巣鴨	清和	豊成	池袋第一	池袋第三	池袋	南池袋
朝日	仰高	駒込	清和	西巣鴨			
池袋第一	豊成	朋有	池袋本町	池袋			
池袋本町	池袋第一	池袋					
池袋第三	朋有	池袋	南池袋	目白	長崎	要	富士見台
池袋	朋有	池袋第一	池袋本町	池袋第三	南池袋	要	高松
南池袋	朋有	池袋第三	池袋	高南	目白		
高南	南池袋	目白					
目白	池袋第三	南池袋	高南	富士見台			
長崎	池袋第三	要	椎名町	富士見台	千早		
要	池袋第三	池袋	長崎	千早	高松	さくら	
椎名町	長崎	富士見台	千早	さくら			
富士見台	池袋第三	目白	長崎	椎名町			
千早	長崎	要	椎名町	さくら			
高松	池袋	要	さくら				
さくら	要	椎名町	千早	高松			

中学校

指定校	隣接校						
駒込	巣鴨北	西巣鴨					
巣鴨北	駒込	西巣鴨	池袋				
西巣鴨	駒込	巣鴨北	池袋	西池袋	千登世橋		
池袋	巣鴨北	西巣鴨	西池袋				
西池袋	西巣鴨	池袋	千登世橋	千川	明豊		
千登世橋	西巣鴨	西池袋					
千川	西池袋	明豊					
明豊	西池袋	千川					

令和5年度 子どもスキップ施設一覧

No	名称	住所	所在地	電話
1	子どもスキップ 仰高	駒込 5-1-19	仰高小学校 内	03(3949)1307
2	子どもスキップ 駒込	駒込 3-13-1	駒込小学校 内	03(3915)2411
3	子どもスキップ 巣鴨	南大塚 1-24-10	巣鴨小学校 内	03(3944)4531
4	子どもスキップ 清和	巣鴨 3-13-12	区民ひろば清和第二 内	03(3910)5417
5	子どもスキップ 西巣鴨	西巣鴨 2-14-11	区民ひろば西巣鴨第 二内	03(3915)2301
6	子どもスキップ 豊成	上池袋 1-18-24	豊成小学校 内	03(3940)4735
7	子どもスキップ 朋有	東池袋 4-40-1	朋有小学校 内	03(3987)6904
8	子どもスキップ 朝日	巣鴨 5-33-1	朝日小学校 内	03(3940)6068
9	子どもスキップ 池袋第一	上池袋 4-28-1	池袋第一小学校 内	03(3916)3441
10	子どもスキップ 池袋本町	池袋本町 1-43-1	池袋本町小学校内	03(3988)5176
11	子どもスキップ 池袋第三	西池袋 3-14-3	池袋第三小学校 内	03(5952)0755
12	子どもスキップ 池袋	池袋 4-23-8	池袋小学校 内	03(3988)5254
13	子どもスキップ 南池袋	南池袋 3-5-12	区民ひろば南池袋 内	03(3981)5460
14	子どもスキップ 高南	高田 2-12-7	高南小学校 内	03(3987)1877
15	子どもスキップ 目白	目白 2-11-6	目白小学校 内	03(3983)6714
16	子どもスキップ 長崎	長崎 2-6-3	長崎小学校 内	03(5995)6025
17	子どもスキップ 要	要町 2-3-20	要小学校 内	03(3974)7397
18	子どもスキップ 椎名町	南長崎 4-30-5	椎名町小学校 内	03(3953)6451
19	子どもスキップ 富士見台	南長崎 1-10-5	富士見台小学校 内	03(3565)2955
20	子どもスキップ 千早	千早 3-33-5	千早小学校 内	03(3974)1665
21	子どもスキップ 高松	高松 2-57-22	高松小学校 内	03(3974)1020
22	子どもスキップ さくら	長崎 6-16-1	さくら小学校 内	03(3956)8177

令和6年度入学 新入学の手引き

令和5年6月発行

豊島区教育委員会事務局

教育部 学務課学事グループ

電話：03-3981-1174（直通）